

1 調査名称：宮津都市計画道路網見直し検討業務

2 調査主体：宮津市

3 調査圏域：宮津都市圏（宮津市域）

4 調査期間：平成25年度～平成26年度

5 調査概要：

宮津都市圏の都市計画道路は、多くが高度成長による経済発展や人口増加を前提として昭和34年に都市計画決定され、その後、事業の実施に合わせて路線の追加、変更を行い、現在に至っている。

しかし、昭和34年に計画決定された都市計画道路の中には、計画決定以降50年以上経過した現在も未着手路線も事業に着手できていない道路もある。

宮津都市圏では、都市計画決定を行った当時とは大きく社会経済情勢が変化しており、現在では少子高齢化や人口減少、自動車交通量の減少等が将来的に予想されるとともに、平成23年3月には、鳥取豊岡宮津自動車道 宮津天橋立IC～与謝天橋立IC間が開通したことに伴い、宮津市街地への交通の流れが大きく変化している状況の中で、将来のまちづくりと整合した都市計画道路網を再構築することが必要とされている。

本業務は、本市の都市計画道路について、必要性を評価、検証し、見直しの方向性を決定するための基本的な考え方として、宮津都市計画道路網見直し指針を策定し、それに基づき「存続」「廃止」及び「幅員等の変更」等の見直しを実施する。

なお、本業務は学識経験者や府及関係団体代表者の委員による「宮津都市計画道路網見直し検討委員会」から、専門的見地による検討・助言をいただきながら実施する。

I 調査概要

1 調査名 宮津都市計画道路網見直し検討業務

2 報告書目次

I. 概要編

1. 業務概要

2. 都市計画道路網見直し検討 結果概要

3. 交通量調査 結果概要

II. 本編【都市計画道路網見直し検討】

1. 宮津市都市計画道路網見直し指針の目的

2. 宮津市のまちづくりの方向性の確認

3. 宮津市の都市計画道路網見直しの基本方針

4. 宮津市の都市計画道路網見直しの検討方法

5. 本指針の運用について

6. 全路線の都市計画道路の機能・役割の確認

7. 廃止（変更）候補路線の抽出

8. 検討委員会等の運営補助

9. 「見直し指針（素案）」及び「評価結果のとりまとめ」

III. 本編【交通量調査】

1. 調査実施計画

2. 交通量調査結果概要

IV. 資料編

1. 現地踏査結果資料

2. 将来交通量推計に関する資料

3. 評価カルテ

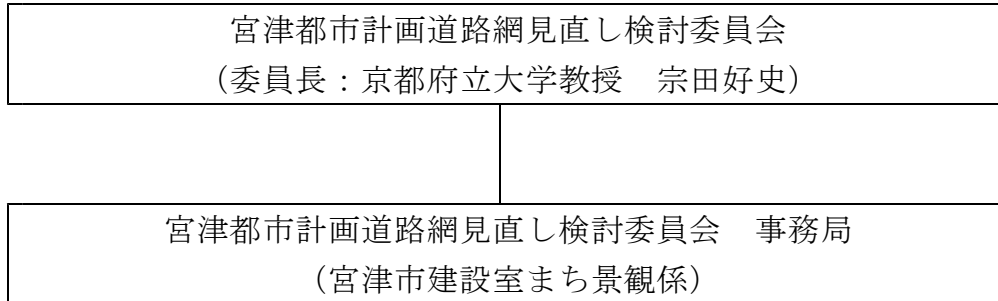
4. 検討委員会資料及び議事録

5. 都市計画道路網見直し検討に係るその他資料

6. 交通量調査結果

7. 道路使用許可申請書（控え）

3 調査体制



4 委員会名簿等：

	所 属	役職等	氏 名
委員長	京都府立大学 生命環境学部 環境デザイン学科	教 授	宗田好史
副委員長	舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科	教 授	玉田和也
委 員	宮津商工会議所	専務理事	大上雅穂
委 員	宮津青年会議所		山添宏明
委 員	宮津中部地区自治連合協議会		富田國男
委 員	宮津西部地区自治連合協議会		迫田榮助
委 員	宮津東部地区自治連合協議会		小田和夫
委 員	京都府丹後土木事務所	技術次長	矢野三生男 (村上清) (田辺文理)
委 員	宮津市教育委員会事務局総括室	室 長	尾崎吉晃
委 員	宮津市建設室長	室 長	坂根雅人 (前田良二)

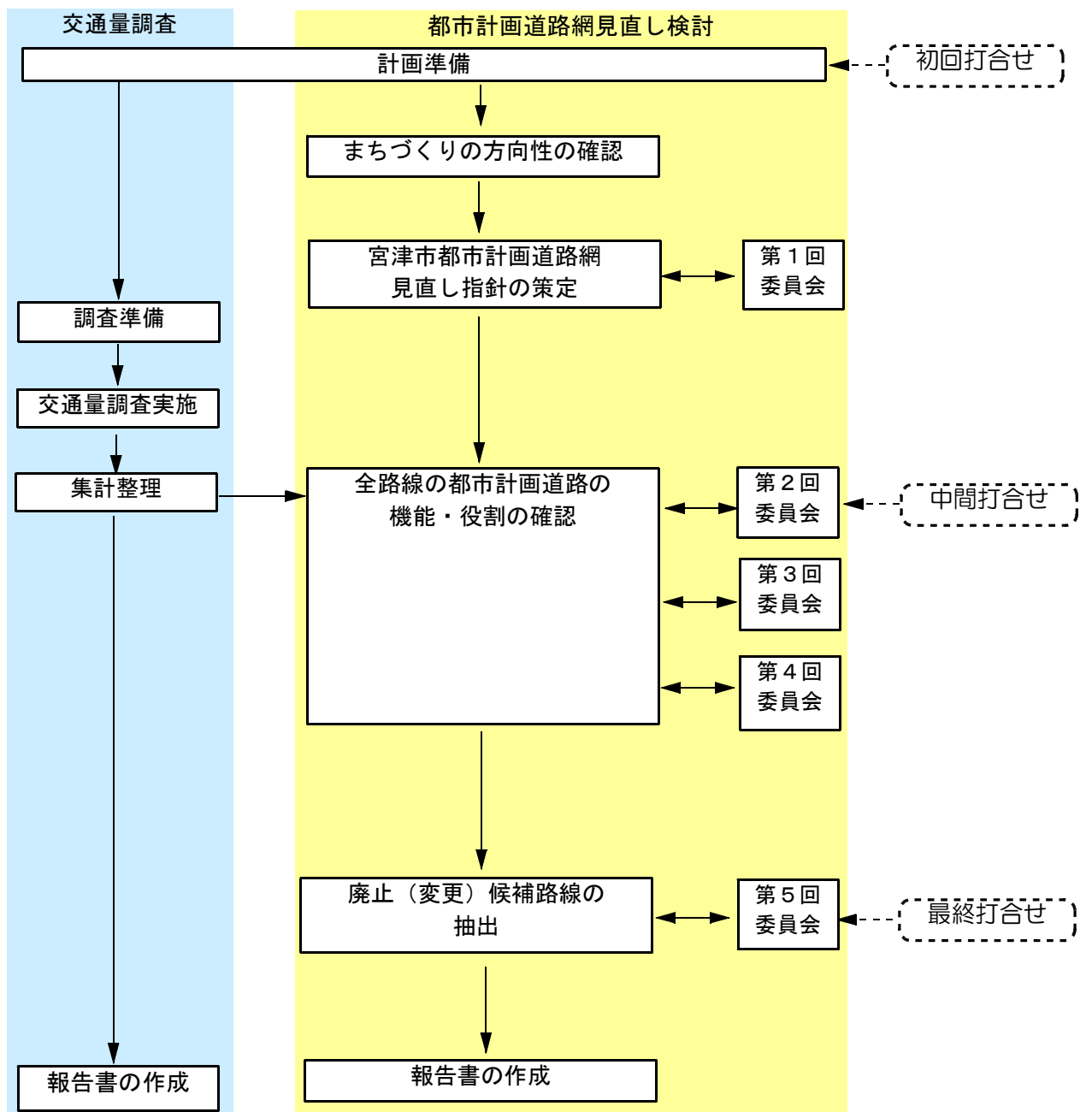
* ()は前任者

II 調査成果

1 調査目的

本業務は、宮津都市計画区域内における宮津市域の未整備の都市計画道路について、「京都府都市計画道路網見直し指針」（平成18年7月）により整理された内容を踏まえ、現在の社会経済情勢並びに本市の目指すべき将来都市像を的確に反映するため、第三者機関の「宮津都市計画道路路網見直し検討委員会」の中で、宮津市の地域特性を加味した都市計画道路網の見直し検討を行うことを目的とする。

2 調査フロー



4 調査成果

宮津市都市計画道路網見直し指針の目的

宮津市都市計画道路網見直し指針（以後「本指針」）の目的を示す。

都市計画決定後30年以上が経過し、都市計画道路網を取り巻く社会経済情勢の変化、関係法令や上位関連計画の改訂、市街地や道路網整備の進展、住民意向（価値観、ライフスタイル等）の変化により、まちづくりの方向性が大きく変化している。

その変化に柔軟に対応し、将来のまちづくりの方向性に整合した都市計画道路網の構築のため、速やかな都市計画道路網の見直しが必要となっている。

本指針は、都市計画決定後、長期にわたって未着手となっている都市計画道路等について、その必要性や課題について、現時点で評価し直すことで、計画の存置、廃止等の方向性を決定するための視点や検討方法を示すものである。

宮津市のまちづくりの方向性の確認

都市計画道路網の見直しを行うにあたり、その評価における判断の一基準として、上位関連計画におけるまちづくりの方向性や社会経済情勢の変化などから、街路に係るまちづくりの方向性を以下のように整理した。

◆観光振興に資するまちづくりを目指す

- ・良好なまちなみ景観の保全、または形成、及び活用による観光振興のため、現存する良好な自然資源、歴史文化資源、文化的景観などは積極的に保全するものとする。
- ・良好なまちなみ景観、観光拠点、交通拠点等を連絡する観光周遊ルートや賑わい空間の形成を行うものとする。(増加傾向にある域外ドライバーに配慮する)。

◆人にやさしいまちづくりを目指す

- ・高齢者ドライバーに対して、また、子ども等の歩行者を含め、誰もが安心できるみちづくりを行うものとする（ユニバーサルデザイン）。
- ・高齢者や子どもなどの交通弱者が利用する公共交通（バス）の円滑な運行（離合困難解消等）ができるみちづくりを行うものとする。

◆安全・安心のまちづくりを目指す

- ・寸断されない避難路・緊急輸送路の確保、延焼防止機能の向上、緊急車両の通行円滑化など、防災機能の向上に資するまちづくりを行う。

宮津市都市計画道路網見直し指針の策定

「宮津市都市計画道路網見直し指針」の策定にあたっては、「京都府都市計画道路網見直し指針」を基本としつつ、「宮津都市計画道路網見直し検討委員会」において指摘された事項を評価項目として反映することで、宮津市独自の見直し指針とすることとした。

「宮津都市計画道路網見直し検討委員会」の指摘事項

- 人口及び自動車保有台数が大きく減少していることから、交通処理機能偏重の見直しは行わない。
- 宮津市中心部は、人口減少と少子高齢化の進展により、都市機能の維持が危ぶまれる状況であり、移転によるコミュニティへの影響は避けるべきである。
- 市財政が逼迫している状況であり、交差点改良等で機能向上が見込める場合は、都市計画事業でなくても良いのではないか。
- まちなみや歴史文化などの地域資源を活かしたまちづくりを進めるべきであり、街路整備による喪失は避けるべきである。
- 防災機能の向上は重要であり、見直しの重要事項とすべきである。

評価項目の設定においては、「京都府都市計画道路網見直し指針」の評価項目を基本に、検討委員会で指摘された事項を検証する評価項目と、本業務で市の特性を考慮して設定した評価項目を合わせて、「宮津市都市計画道路網見直し指針」の評価項目とした。

全路線の都市計画道路の機能・役割の確認

(1) 全路線の都市計画道路の機能・役割の確認

全路線の都市計画道路の機能・役割を確認し、路線区間ごとの存続、廃止を評価した。

評価にあたっては、「都市計画道路網見直しの検討フロー」に沿って、表 I-2-3 に示す「評価項目」と表 I-2-4~6 に示す「評価基準」によって評価作業を行った。

評価結果は表 I-2-7 に示す。

都市計画道路網見直しの検討フロー

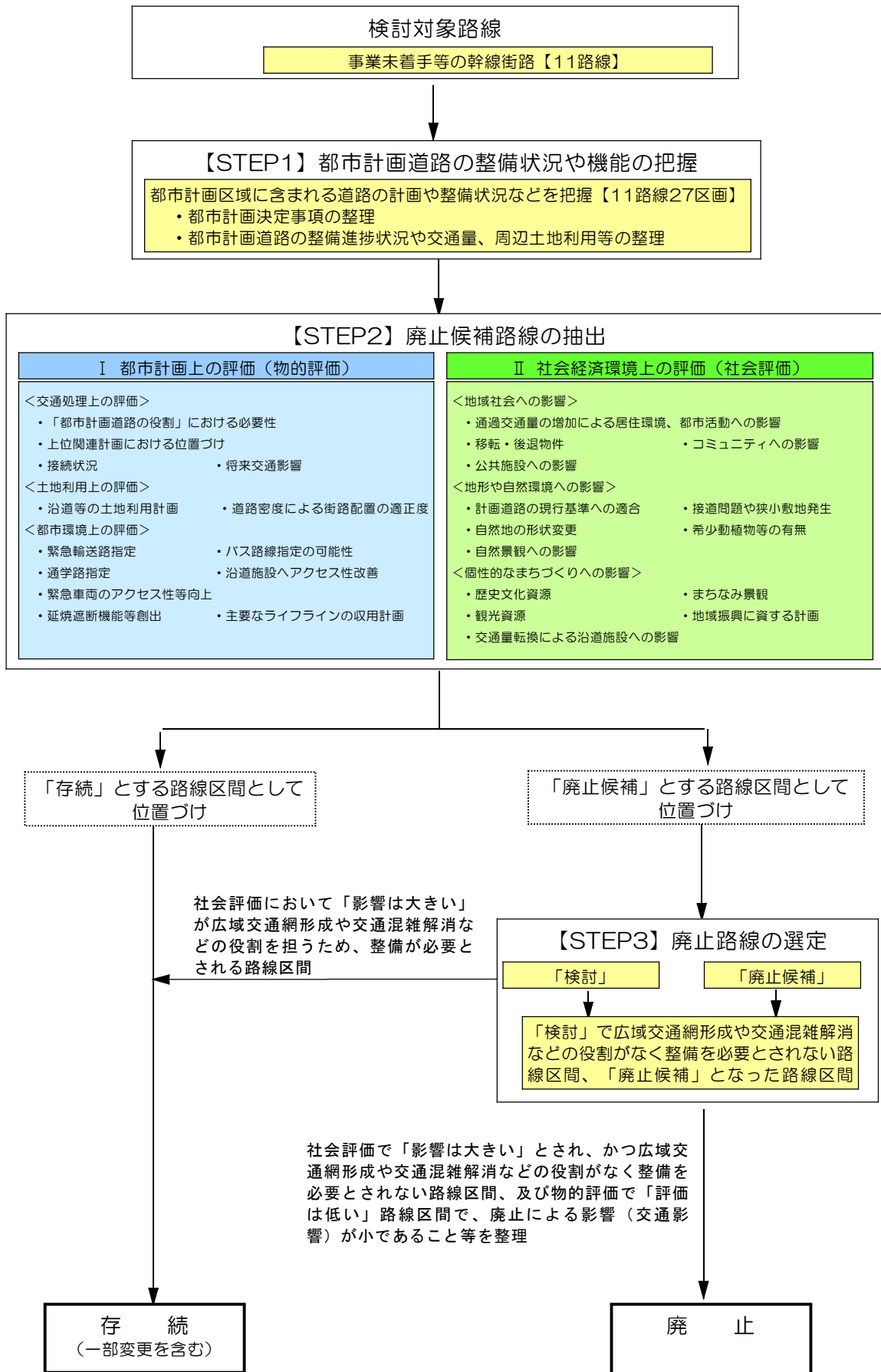


表 I-2-3(1) 評価項目(1/2)ー都市計画上の評価(物的評価)項目

		番号	評価事項	確認調査内容	評価定義
① 都市計画上 の評価 A 物的 環境 上の 評価	交通 処 理 上 の 評 価	①-01	「都市計画道路の役割」における必要性の有無	「都市計画道路の役割」について当該街路の現在(H25.10)における必要性の有無を確認	「都市計画道路の役割」が作成された約二十数年前から社会経済情勢や交通流動などの変化により、当時掲げられた必要性が現在においても認められるか否か
		①-02	上位関連計画における位置づけの有無	上位関連計画における整備の必要性(都市骨格、都市軸、ネットワーク等の形成)の有無を確認	上位関連計画において都市軸、ネットワーク等の位置づけのある街路における交通処理上の役割の有無
		①-03	接続機能の有無	都市計画道路(整備済み)や他の幹線道路などを接続(連絡)する機能の有無を確認	当該街路整備により、都市計画道路の整備済み区間の接続や複数の幹線道路の連絡に資する機能の有無
		①-04	将来交通影響	全線整備時と全線廃止時の将来交通量推計結果の交通量、混雑度を確認	全線整備時と全線廃止時(現道がない場合は代替道路)の交通量と混雑度を確認し、全線廃止時に混雑度が1.25以上になる路線区間の有無
	土 地 利 用 上 の 評 価	①-05	沿道等の土地利用計画	上位関連計画における沿線の土地利用計画、施設整備計画、市街地整備計画等の有無、ある場合は内容を確認	当該街路整備を前提とし、沿道または当該道路がアクセス路となる区域における面的整備や大規模公共公益施設整備の有無
		①-06	道路密度による街路配置の適正度	一定区域における道路密度を算出し、都市計画マニュアル等の基準値を参考にして、道路密度(サービス量)の適正度を確認	須津地区1区域、宮津地区3区域の道路密度を算出記述し、当該街路沿道の土地利用の基準値に対する不足、適正、過剰を評価
	都 市 環 境 上 の 評 価	①-07	緊急輸送路指定	緊急輸送路指定の確認	現在の指定状況、整備後の指定、または指定解除の可能性がある場合を記述 ※指定されている場合は「物的評価」を「A」
		①-08	バス路線指定の可能性	路線バス、高速バスの路線指定の確認	現在の指定状況、整備後の指定、または指定解除の可能性がある場合を記述
		①-09	通学路指定	通学路指定の確認	現在の指定状況、整備後の指定、または指定解除の可能性がある場合を記述
		①-10	沿道施設へアクセス性改善	公共施設、交通拠点施設、農漁協集出荷場、大規模商工施設、主要観光施設、病院等へのアクセス性等の改善への寄与を確認	当該路線区間の整備による現状(現道)から公共施設等へのアクセス(経路)の改善に対する寄与の有無
		①-11	緊急車両のアクセス性等向上	緊急車両の円滑な移動(幅員8m以上の道路ネットワークの形成)や速達性(迂回の解消)の改善への寄与を確認	新たな街路整備により幅員8m以上が確保、かつ踏切や一方通行、クランク等の解消される場合に評価
		①-12	延焼遮断機能等創出	延焼遮断帯の確保(幅員12m以上かつ沿道建築物の不燃化)、震災時避難路の確保(沿道建築物の耐震化)への寄与を確認	新たな街路整備により幅員12m以上が確保され、延焼遮断に資する空間が確保される場合に評価
		①-13	主要なライフラインの収用計画	主要なライフラインの収用計画の有無を確認	当該街路整備を前提とした整備後の地中配管(幹線)の計画の有無

表 I -2-3 (2) 評価項目 (2/2) -社会経済環境上の評価 (社会評価) 項目

		番号	評価事項	確認調査内容	評価定義
②	地域社会への影響	②-01	通過交通量の増加による居住環境、都市活動への影響	著しい交通量の増加による居住環境、都市活動（買い物、集配等）への影響を推測	全線廃止時に対する全線整備時の割合が概ね10ポイント（110%）以上となる場合、影響ありと評価
		②-02	移転・後退物件	移転が必要な建物数、既にセットバックしている建物数を確認	計画法線にかかっている建物（法53条申請物件も含む）数を移転件数、セットバックし計画法線にかかっていない建物数をセットバック件数として記述
		②-03	コミュニティへの影響	自治会区域の分断、商店街や商業施設集積地の分断、通学路や参道の分断等の有無を確認	街路整備により自治会区域や商業施設集積地の分断、商店街や通学路、社寺参道の分断がある場合、影響ありと評価
		②-04	公共施設への影響	公共施設利用の機能や利便性の低下を確認	街路整備によりアクセス経路の変更や敷地縮小による機能低下、改築の発生等がある場合、影響ありと評価
社会経済環境上の評価	地形や自然環境への影響	②-05	計画道路の現行基準への適合	現行「道路構造令」等、最新の法令に対する現行計画の適合を確認	現行「道路構造令」に基づき適合/不適を評価
		②-06	接道問題や狭小敷地の発生	不整形・狭小な敷地の発生、宅地への接道確保のための不自然（過剰）な道路配置の発生の有無を確認	街路整備により土地利用困難な不整形・狭小な残地発生等がある場合、狭小敷地発生等と記載評価
		②-07	自然地の形状変更	相当規模の山林地の開発、水面の埋め立て、平地における盛土切土の発生の有無を確認	街路整備により相当規模の山林地の開発等が発生する場合、変形ありと評価
		②-08	希少動植物等の有無	希少性の高い動植物、特異な地形地質への影響を確認	当該路線区間の計画法線上及び沿道に希少性の高い動植物、特異な地形地質がある場合、資源ありと評価
		②-09	自然景観への影響	自然景観への影響を確認	街路整備により良好な（特徴的な）自然景観が損なわれる場合、影響ありと評価
社会評価	個性的なまちづくりへの影響	②-10	歴史文化資源	歴史文化資源への影響を確認	計画法線に文化財等の歴史文化資源（敷地）がかかっている場合、影響ありと評価 ※影響ありの場合は社会評価を「B」
		②-11	まちなみ景観	良好なまちなみ景観への影響を確認	特徴あるまちなみ景観が当該区間整備により損なわれる場合、影響ありと評価
		②-12	観光資源	観光地、観光施設、観光活動拠点、観光周遊ルートへの影響を確認	当該路線区間に観光地等がかかっている場合、影響ありと評価
		②-13	交通量転換による沿道施設への影響	街路整備により発生する交通量転換（交通流の変化）による沿道型商業施設（集積地）への影響を確認	全線整備した場合、全線廃止の交通量より概ね1割減少する場合、影響ありと評価
		②-14	地域振興に資する計画	現状を前提とした地域振興策やまちづくり計画への影響を確認	上位関連計画において現状を前提とした地域振興策やまちづくり計画等がある場合、計画ありと評価

表 I-2-4 宮津市都市計画道路網見直し指針の評価基準(1)

評価事項	評価基準
都市計画上の評価（物的評価）	「交通処理上の評価」「土地利用上の評価」「都市環境上の評価」の評価結果の多数決。
交通処理上の評価	『都市計画道路の役割』における必要性の有無」「上位関連計画における位置づけの有無」「接続機能の有無」「将来交通影響（混雑度1.25以上で整備の必要性有とする）」のうち2つ以上“有”の場合、「A」と評価。
土地利用上の評価	「沿道等の土地利用計画（沿道における市街地整備等の計画がある場合、必要性有とする）」「道路密度による街路配置の適正度（不足の場合、必要性有とする）」のどちらか、もしくは両方で“必要性有”の場合、「A」と評価。
都市環境上の評価	「緊急輸送路指定」「バス路線指定の可能性」「通学路指定」「沿道施設へアクセス性改善」「緊急車両のアクセス性等向上」「延焼遮断機能等創出」「主要なライフラインの収用計画」のうち3つ以上“有（指定有）もしくは「可能有」、「寄与する（施設名）」、「計画あり）」の場合、「A」と評価。
社会経済環境上の評価（社会評価）	「地域社会への影響」「地形や自然環境への影響」「個性的なまちづくりへの影響」の評価結果の多数決。
地域社会への影響	「通過交通量の増加による居住環境、都市活動への影響（全線廃止時に対する全線整備時の割合が概ね10ポイント（110%）以上となる場合、影響ありと評価）」「移転・後退物件（移転物件が概ね10件以上で影響ありとする）」「コミュニティへの影響」「公共施設への影響」うち1つでも“影響あり”の場合は「B」と評価。
地形や自然環境への影響	「計画道路の現行基準への適合（「不適合」で影響ありと評価）」「接道問題や狭小敷地の発生（「狭小敷地発生」で影響ありと評価）」「自然地の形状変更（「変形あり」で影響ありと評価）」「希少動植物等の有無（「資源あり」で影響ありと評価）」「自然景観への影響」うち1つでも“影響あり”の場合は「B」と評価。
個性的なまちづくりへの影響	「歴史文化資源」「まちなみ景観」「観光資源」「交通量転換による沿道施設への影響（全線整備した場合、全線廃止の交通量より概ね1割減少する場合、影響ありと評価）」「地域振興に資する計画（「計画あり」で影響ありと評価）うち1つでも“影響あり”の場合は「B」と評価。

表 I-2-5 評価基準(2)－見直しにあたっての評価の視点と評価

		評価（2段階）
① 都市計画上の評価 （物的評価）	交通処理上の評価	効果は高い：A ⇄ B：効果は低い
	土地利用上の評価	効果は高い：A ⇄ B：効果は低い
	都市環境上の評価	機能は高い：A ⇄ B：機能は低い
		評価は高い：A ⇄ B：評価は低い
① 社会経済環境上の評価 （社会評価）	地域社会への影響	影響は小さい：A ⇄ B：影響は大きい
	地形や自然環境への影響	影響は小さい：A ⇄ B：影響は大きい
	個性的なまちづくりへの影響	影響は小さい：A ⇄ B：影響は大きい
		影響は小さい：A ⇄ B：影響は大きい

表 I-2-6 評価基準(3)－総合評価

物的評価 社会評価	位置づける方向
物的評価：A 社会評価：A	「存続」とする路線区間として位置づける。
物的評価：A 社会評価：B	機能・整備効果は高いが、まちづくりや地域社会、地域資源への影響が大きいことから整備を「検討」する路線区間として位置づける。
物的評価：B 社会評価：A	「廃止候補」とする路線区間として位置づける。
物的評価：B 社会評価：B	「廃止候補」とする路線区間として位置づける。

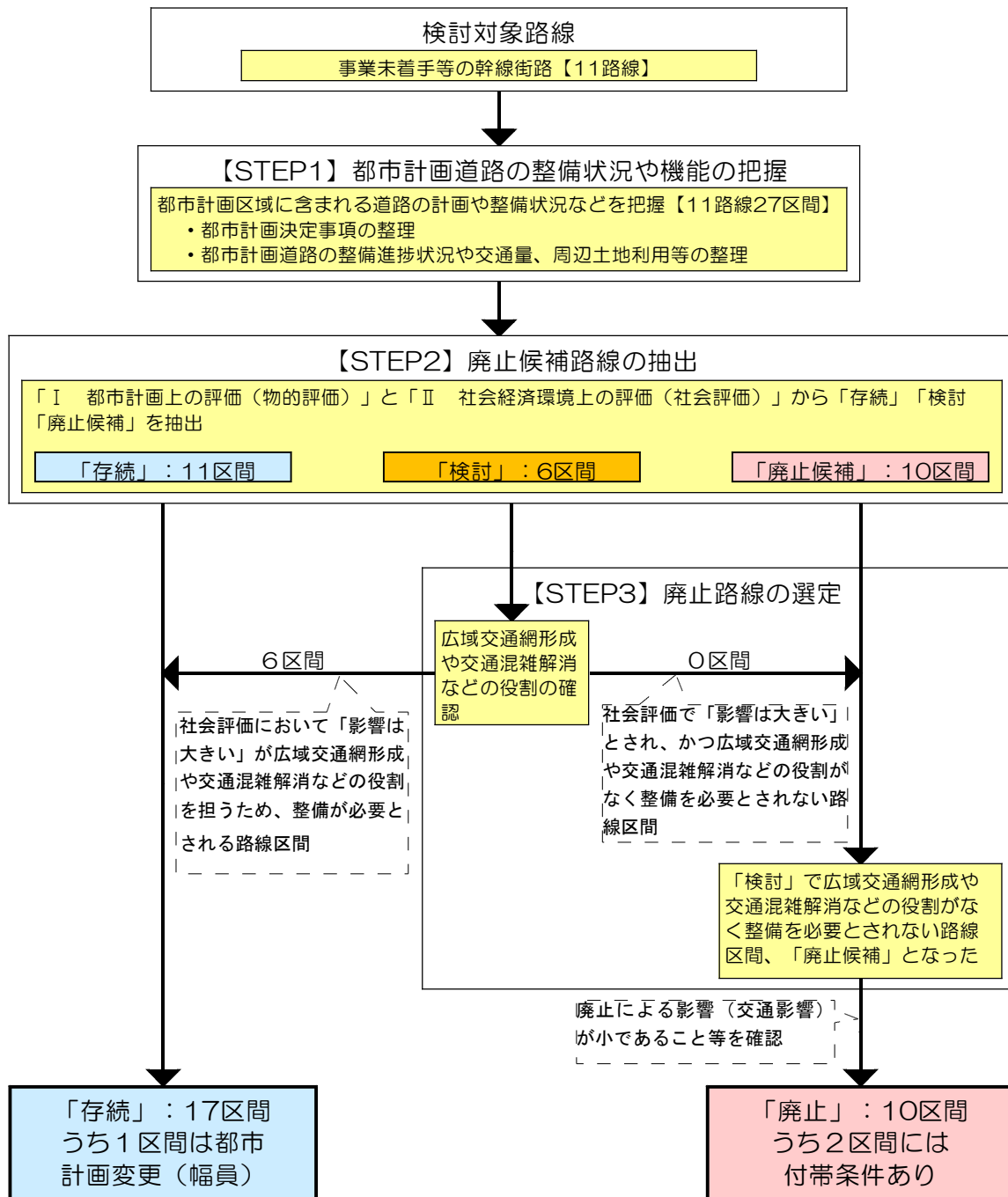
(2) 廃止による影響(交通影響)が小であること等の確認

前記の評価結果において「廃止」となった路線区間について、それを反映したネットワークにより将来交通量推計を行い、交通影響が小(混雑度が1未満)であることを確認した。

廃止(変更)候補路線の抽出

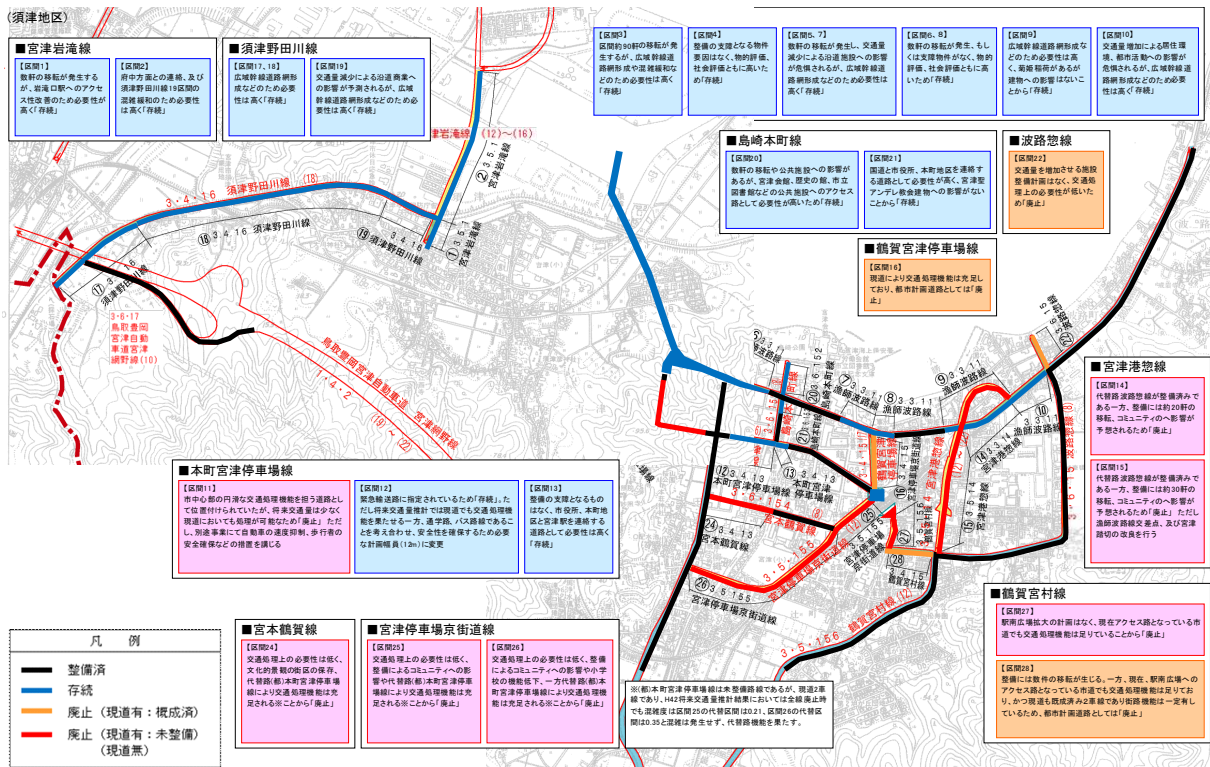
都市計画道路網見直しの検討フローに沿って得られた評価結果は、合計27区間のうち、存続17区間(うち1区間は都市計画変更)、廃止10区間(うち2区間には付帯条件あり)である。

次頁に評価結果図を掲載する。



評価結果

評価結果図



交通量調査

(1) 調査目的

本業務は、都市計画道路網の見直しにあたり、宮津市内の交通状況を把握するため、交通量調査を実施した。

(2) 調査日時

平成25年9月19日（木） 7：00～19：00（12時間連続）

(3) 調査地点

調査は以下に示す7地点で実施した。

	調査地点	交差点名
A	国道176号の宮津市字須津地内	宮津与謝消防署前交差点
B	国道176号の宮津市字魚屋地内	市民体育館交差点
C	国道176号の宮津市字島崎地内	島崎交差点
D	国道178号の宮津市字鶴賀地内	JF京都漁連前
E	国道178号の宮津市字波路地内	波路交差点
F	主要地方道綾部大江宮津線の宮津市字本町地内	本町交差点
G	主要地方道綾部大江宮津線の宮津市字宮村地内	コーナン前

(4) 調査内容

① 自動車類交通量調査

対象交差点を通過する自動車類を、数取器（カウンター）を用いて、分類別、方向別、時間帯別に計測した。

② 歩行者類通行量調査

対象交差点内の横断歩道を横断する歩行者類を、数取器（カウンター）を用いて、分類別、横断別、時間帯別に計測した。

交通量総括図

